

## 令和8年度ニホンジカ等捕獲技術講習会開催業務委託仕様書

茨城県（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託するニホンジカ等対応技術講習会開催業務の仕様は、以下のとおりとする。

### 1 業務の目的

県北山間地域におけるニホンジカの生息も確認されており、大子町による有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業も実施されている。捕獲等事業実施地域である、県北山間地域はツキノワグマや天然記念物に指定されているニホンカモシカも確認されており、捕獲に用いるくくりわなに、ツキノワグマやニホンカモシカの錯誤捕獲の恐れがある。

このため、これらの捕獲技術に関する専門知識の向上を図り、捕獲の担い手となる人材の確保・育成により、捕獲に取り組む体制づくりを進める。

### 2 業務の内容

#### (1) 開催時期

令和8年10月～令和8年11月のうち1日間

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

#### (2) 開催場所

八溝山周辺もしくは茨城県大子町から1時間30分程度の車移動でニホンジカの痕跡などがあり講習会内容に適した場所を予定

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

#### (3) 対象者

茨城県内の狩猟関係者、市町村有害鳥獣捕獲隊員等15名程度

#### (4) 講習内容

① ニホンジカの痕跡について

② くくりわなの設置について

③ ツキノワグマ等の対応について

など

※講習については、全て実地研修とする。半日程度の講習内容とする。

講習内容については、事前に甲と協議すること。

#### (5) 講習資材の手配

(4) 講習内容で使用する必要な装備一式を手配すること。なお、錯誤捕獲軽減用くくりわなについては、甲が準備するものとする。

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

#### (6) 留意事項等

①業務開始時に打合せを実施すること。なお、必要に応じて、打合せを追加的に実施することができるものとする。

②講義内容は、事前に甲乙協議のうえ決定する。受講者の関心を高め、理解が深まる内容とすること。また、受講者に自身の捕獲技術の見直し及び改善を促し、捕獲効率を上げるために有用な実践的な内容を含めること。

③講習参加者及び講習担当者の事故及び怪我など安全に十分留意すること。

④想定される具体的な業務は、次のとおり。

ア 講師の手配、連絡調整、謝金及び旅費の支払い

イ 講習会資料（テキスト等）及び資材の作成・手配、代金の支払い

ウ 講習会当日の事務処理及び運営

エ 講習効果の測定及び分析（アンケートの実施）

オ その他講習会の開催に必要な事務

### 3 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

### 4 成果物

業務終了後、業務完了報告書（上記業務の状況を記録した写真、講習会において使用した資料等を含む）を提出すること。（データ一式）

### 5 その他

- ・乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。
- ・乙は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様に定めのない細部については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・乙は、実地研修の安全対策を講じるとともに、業務の実施方法等について適宜甲と協議すること。